

## 基本方針 1 適切な森林資源管理の推進

### 分類ア 森林資源の保続

#### 行動計画 1 森林資源管理協定に基づく造林未済地対策

##### (1) 背景・課題

- 道産木材の需要の高まりにより伐採面積が高水準で推移する一方、伐採面積に対する造林面積の割合が約7割となっているなど、依然として伐採面積が造林面積を上回る状況が続いている。
- 新たな造林未済地の発生防止に向けて、森林所有者と林業・木材産業関連事業者とが森林資源の現状や今後の見通しなどについて認識を共有するとともに、関係者による伐採情報の早期把握と伐採者への指導を強化する必要がある。
- 再造林に係る所有者負担を軽減し、伐採後の的確な更新を進めるため、低コスト施業の推進をする必要がある。
- 伐採後の着実な再造林を行うためには、苗木の安定供給や造林作業の担い手確保が必要である。

##### (2) 行動内容

- 総合振興局と市町村が伐採情報の早期把握と共有を実施。
- 総合振興局と管内市町村が締結している「森林資源管理の取組に関する協定」に基づき、伐採指導・更新状況調査を連携して実施。
- 所有者の再造林コストを軽減するため、低密度植栽や機械地拵え、伐採と地拵の一貫施業など低コスト施業を推進。
- 苗木生産者と造林事業者との連携強化や情報共有を進め、コンテナ苗をはじめとした苗木の安定供給を図る。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
森林資源管理協定に基づく造林未済地対策	伐採情報の早期把握	←				→			○	○	○	
	道と市町村との協定に基づく伐採及び伐採後の更新の指導	←				→				○	○	
	伐採後の更新状況調査	←				→			○	○	○	
	低コスト施業の推進	←				→	○		○		○	

関係団体：森林組合

##### (3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類ア 森林資源の保続

行動計画2 既存の造林未済地解消対策

(1) 背景・課題

- 森林所有者の高齢化や後継者不在などにより、伐採後更新されていない森林が増加傾向にある。
- 森林の公益的機能を高度に発揮するためには、適正な伐採と伐採後の更新が不可欠であり、施業の集約化を図る上からも経営意欲のない森林所有者からの林地流動化を進めていく必要がある。
- 補助事業を活用して、伐採跡地等の解消を図っていく必要がある。

(2) 行動計画

- 森林組合が中心となり林地の流動化を促進。
- 「豊かな森づくり推進事業」を活用して、伐採跡地等への造林を推進。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
既存の造林未済地の解消	林地流動化の促進	←				→	○		○		○	
	「豊かな森づくり推進事業」の活用推進	←				→			○	○	○	

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類ア 森林資源の保続

行動計画3 適切な伐採量・造林量の実現に向けた取組

(1) 背景・課題

- カラマツやトドマツなどの人工林資源は、成熟期を迎え利用が進んでいるが、今後、齢級構成などが大きく変化する見通しであることから、将来を見据えて着実な造林による資源造成を進めることが必要。
- 森林資源の循環利用に向けて、伐採後の着実な造林（造林未済地対策）とともに、地域の資源量に応じた適切な伐採・造林量の実現が必要であり、そのためには川上から川下にいたる地域関係者の合意形成を図ることが必要。
- 適切な伐採量の実現に向けて、計画的な伐採を進めるため森林経営計画の認定率向上が重要。
- 市町村・総合振興局・森林組合・森林管理署（フォレスター）等からなる「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」や「森林経営計画作成推進班」が、伐採・造林指導や経営計画作成推進の実行組織として活動。

(2) 行動計画

- 市町村森林整備計画実行管理推進チームが中心となり、伐採後の着実な再造林に向けて森林所有者へ指導。
- 適切な伐採量・造林量や合意形成に向けた検討。
- 森林経営計画作成推進班において森林経営計画の作成を推進。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
適切な伐採量・造林量の検討	実行管理チームにおける再造林に向けた取組							○	○	○	
	活性化協議会における適切な伐採量・造林量や合意形成に向けた検討					○		○	○	○	
森林経営計画認定率の向上	森林経営計画作成推進班における取組							○	○	○	

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類イ 森林認証の取得促進

行動計画 1 適正かつ健全な管理が行われる森林認証の取得促進

(1) 背景・課題

- 両流域の森林認証面積は、FSC 及び SGEC を併せて 63.6 万 ha（網走西部流域で約 33.2 万 ha、網走東部流域で約 30.4 万 ha）で、全国の 25% を占めるなど、全国一の認証エリアを形成。（令和 3 年 3 月末現在）
- これまで、網走東部流域では「森林認証を推進して地域興しを目指す協議会」、網走西部地域では「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」による普及活動により、管内の森林面積のうち約 83% で FM 認証を取得したほか、COC 認証の取得企業は 89 団体となり、加工から建設、流通業まで様々な業種に取得が広がっている。
- 二酸化炭素の吸収源として森林が果たす役割に大きな期待が寄せられていることを背景に、全国一の森林認証エリアとして注目が集まっていることから、森林認証の維持管理や継続的な取得促進が必要。

(2) 行動内容

- 網走東部流域及び網走西部流域が一体となり、FM 認証林の維持管理や継続的な取得促進に向けて、森林認証制度の取得意義や認証材の活用事例などを広く PR するためのシンポジウムや勉強会などの活動を実施する。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R4	R5	R6	R7	R8	流域	木材 業界	関係 団体	市町村	振興局	国
森林認証の維持管理 及び継続的な取得促進	民有林の取得促進 に向けた普及 PR	←				→	○		○	○		

関係団体：森林認証を推進して地域興しを目指す協議会、緑の循環森林認証で地域おこし協議会

(3) 成果指標・目標

森林認証率 現状値 (R3) 82.8% → 目標値 (R8) 83%

(認証の継続的な取得促進を図る)

分類ウ 流域環境の保全

行動計画 1 流域環境保全に取り組む団体等と連携した森林保全活動や水土保持機能向上のための取組

(1) 背景・課題

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえて、河川整備や森林整備等を担当する行政が一体となり流域全体での防災対策を示した「流域治水プロジェクト」を推進している。
- 森林内では、治山事業や森林整備事業により山地災害の防止や水源かん養機能の向上などを図っている。  
(対象河川：1級河川(網走川・常呂川・湧別川・渚滑川)、2級河川(藻琴川、斜里川、佐呂間別川) )
- 各河川において、河川管理者や地元自治体、農業関係者、漁業関係者等により流域治水協議会等が開催され、降雨時の河川の汚濁等環境や産業に与える影響等について対策が進められている。
- 平成 24 年度に創設された「北海道林業事業体登録制度」により、林業事業体に対して、土砂流出を起こさないなど素材生産における自主的な行動規範の実行を促している
- 近年の気候変動に伴い自然災害による被害が拡大しているため、流域環境の保全に向けて関係機関の連携を強化するとともに、林業事業体が素材生産活動などによる土砂の流出防止に努めることが必要である。

(2) 行動内容

- 流域環境の保全を目的とした協議会等の取組に対し、流域活性化協議会構成員が協力するほか、例年開催される林業事業体を対象とした研修会などを通じて流域環境への配慮について啓発する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
環境保全を目的とした協議会等への参画・実施	←				→			○	○	○	○
林業事業体への登録促進及び研修会等の実施	←				→	○	○			○	

(3) 成果指標・目標 設定しない